福障第 3405 号

令和３年１月14日

施設管理者・事業所責任者　各位

寝屋川市福祉部

障害福祉課長

**緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について**

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1月14日に、大阪府においても、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、本市での対応をお示ししたいと思います。先日、令和3年1月7日に1都3県に対し、緊急事態宣言の発出に際し、厚生労働省より、「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」と事務連絡がありました。

かねてより、寝屋川市においては、地域生活支援事業に対し、柔軟に取り扱いをしてきましたが、今般の厚生労働省の通知を踏まえ、サービス提供に係る具体的な対応を再度お示しします。

なお、国や大阪府から支援される方針の変更により、本通知の内容について変更する可能性がありますことをご了承ください。

**１　対象サービス**

　　　　地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、移動支援事業

**２　取り扱い内容**

　　今般、特措法に基づく緊急事態措置を受け、かねてより、事業所は通所利用者の受入を継続してくださるようにお願いしているところですが、利用者が新型コロナウィルスの感染防止のため、やむを得ず在宅での利用を希望する場合には、利用も可としております。その場合、通常の報酬の算定対象となります。

　　下記は、令和2年4月にお示ししたQ&Aを裏面に再掲していますので、ご参照ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　記

Ｑ．利用者が外出自粛要請を受け、外出を避け、自宅内で過ごした際に、移動支援事業者が居宅内で支援を行った場合はどうなるのか？

Ａ．移動支援を利用予定していた時間内で、居宅において支援を行った際は、移動支援の報酬で算定してください。

Ｑ．地域活動支援センターや日中一時事業所において、臨時的な取り扱いに基づいて、支援を実施した場合、単価はどのように請求するのか？

Ａ．通常行われるサービス内容を提供したものと考え、これまでと同様の請求を行ってください。

Ｑ．在宅支援を行う際の届出書の提出日は？

Ａ．利用者の同意を得て、支援を開始する時期に提出をお願いします。なお、提出は郵送でお願いします。

　　なお、届出書の様式は、寝屋川市ホームページ→上部に＜各課ご案内＞→障害福祉課にあります。

Ｑ．在宅支援を行った際の実績記録票の時間帯の記入はどのようにすればいいのですか？

Ａ．通常行っている支援と同様の時間帯での記入をお願いします。

　　例：通常ＡＭ９：００～ＰＭ１５：００まで、サービスを提供しているならば、同じ時間帯での記入をお願いします。

　　**３　参考資料**

「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について（令和3年1月7日付）」厚生労働省社会・援護局　事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寝屋川市福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害福祉課　TEL　072－812-2026

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　072―812―2118